

収容・送還に関する専門部会「送還忌避・長期収容問題の解決にむけた提言」
への意見

市川正司

長期収容を防止し、収容の環境を改善するということも含めて様々な観点からなされた専門部会のご検討結果について、懸念する点、さらに進めていただきたい点もあるため、何点か意見を述べます。

- 1 第4の1(1) 「我が国への在留を希望する理由、家族関係、本国事情等を考慮すれば、特別に我が国での在留を認めるべきものが存在することに鑑み、一層適切な在留特別許可の活用に努めること。また、在留特別許可の許否判断の透明性をより一層向上させるため、上記の活用の視点も踏まえた在留特別許可の考慮要素や基準の明確化及びこれらを公にすること」について

どのような場合に在留特別許可を認めるかということを予め明示することは、本提言の目的との関係でも重要な提言と考えられ、賛成です。

この考慮要素や基準の明確化にあたっては、日本で育った子どもの成長や家族生活の尊重などの、人道上も受け容れられ、国際人権法上も求められる基準を示していただくことが必要と考えます。

- 2 第4の1(3) 「退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設」について

退去強制令書が発付された後に、訴訟手続で、裁判所の判断により退去させてはならないとされた事案が、提言31頁にあるとおり平成28年8件、平成29年6件、平成30年12件あります。2010年から2018年までの間の難民認定者212名のうち退去強制令書の発付後に難民認定を受けた者も43名います。このような中で、これから裁判で争ったり、難民認定申請をしようという者についても、退去強制令書が発付されているからといって、在留していることそれ自体を犯罪とすることが可能になることは避けるべきと考えます。特に、難民を迫害を受ける可能性のある地域に送還しないこと、家族としての生活や日本で成育した子どもの利益を尊重することは、人道的にも重大な課題であり、国際人権条約からも求められることなので、行政の判断が覆る可能性のある段階で、行政手続の出口まで来たからといって行政の判断で犯罪化することができるようにすることには大きなリスクがあります。

また、訴訟準備や代理をする弁護士や、難民申請者などを物心両面で支援するNGOの活動も、ある時から共犯とされる可能性も否定できず、その活動に大

きな萎縮効果が生じると思われます。

国連や欧州の基準や判断でも、送還という目的と手段の均衡、比例性が求められています。想定している類型について刑罰を科すという手段は、直截的に過ぎ、いわば副作用の大きい劇薬と考えますので、反対です。

3 第4の1(4) 「難民条約第33条等の規定に反映されているノン・ルフ・ルマン原則の遵守を前提として、送還停止効に一定の例外を設けること」について

送還停止効の例外となる者の例として「従前の難民不認定処分の基礎とされた判断に影響を及ぼすような事情のない再度の難民認定申請者」があがっていますが、本国の情勢が変化した場合などに再度の難民申請を行って難民として認められた者は、2010年から2018年までの間に難民認定された212名のうち19名を占めているなど、「従前の難民不認定処分の基礎とされた判断に影響を及ぼすような事情のない」場合かどうかの判断は難しいものがあります。したがって、新しい形態の迫害や紛争地からの避難民をどのように扱うかも明確にするという、2014年の難民認定制度に関する専門部会における提言を実施することが前提となるべきと考えます。また、制度的にも、送還停止効を外すという判断について争う手段や、これらの判断を第三者の有識者などがモニタリングして検証する制度などが検討されるべきです。

4 第4の2(1) 「新たな収容代替措置を制度化することが可能である場合にはこれを活用すること。」、(3)ア (2)「例えば、第三者の支援又は補助等により・・・現実の身柄拘束の代わりに、送還の実施を担保するために逃亡防止や出頭確保を図り、収容施設外で起居する者とするを認める措置の導入を検討」について

不必要な収容、長期収容を防ぐという意味でも収容代替措置の検討が提言されている点に、賛成です。諸外国においても収容代替措置の取り組みはなされていると考えられます。検討にあたっては、国がNGOと協働して制度運用に携わり、安定した制度となるような設計が必要と考えます。

5 第4の2(3)のイ「仮放免された者等による逃亡等の行為に対する罰則等の創設」について

現状の仮放免の運用は、就労の禁止、短期間での仮放免の繰り返しなどの現状があり、また、目的と方法の均衡、比例性を考えると、刑罰の創設の必要性、相当性はないものと考えます。

以上